

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和 5 年 5 月 12 日

福島県知事 殿

提出者



住 所 新潟県新潟市中央区八千代1丁目4番34号

氏 名 第一建設工業株式会社 新潟支店  
執行役員支店長 佐々木 健一

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 025-243-7111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	第一建設工業株式会社 新潟支店
事業場の所在地	新潟県新潟市中央区八千代1丁目4番34号
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	総合工事業
② 事業の規模	完成工事高 1,883,000万円
③ 従業員数	370人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>【中間処理業者に委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・汚泥→脱水・固化→再生改良土として再生利用</li> <li>・廃プラスチック類→破碎→プラスチック原料、固形燃料、埋立処分</li> <li>・木くず→破碎→燃料として再生利用</li> <li>・金属くず→破碎・圧縮→製鋼原料、非金属として再生利用</li> <li>・ガラスくず他→破碎→骨材等として再生利用、埋立</li> <li>・がれき類→破碎→再生骨材、碎石として再生利用</li> <li>・建設混合廃棄物→分別・破碎→燃料として再生利用、埋立処分</li> </ul>

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙1「管理体制図」のとおり

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	排出量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・計画段階で資材の適正使用量を把握、発注し無駄材の減量化に取り組んだ。 ・現場で発生した廃棄物の分別保管に取り組んだ。 ・廃棄物は再資源化を推進している処分業者に出すことで廃棄物の減量化に取り組んだ。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	排出量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・現在の取組みを継続して実施する。 ・木くず等は燃料等のサーマルリサイクル再資源化施設利用を推進する。		

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・現場にコンテナ、袋を備えて、廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、コンクリートくず、ガラス他くず、コンクリートがら等のがれき類の分別に取り組んだ。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・前年度の取組みを継続して実施する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	—	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	—	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	—	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	—	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	—	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	—	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・マニフェストの電子化を推進した。 (令和4年度 電子化率98%) ・産業廃棄物処理委託契約書の電子化を推進した。 (令和4年度 電子化率47%)		

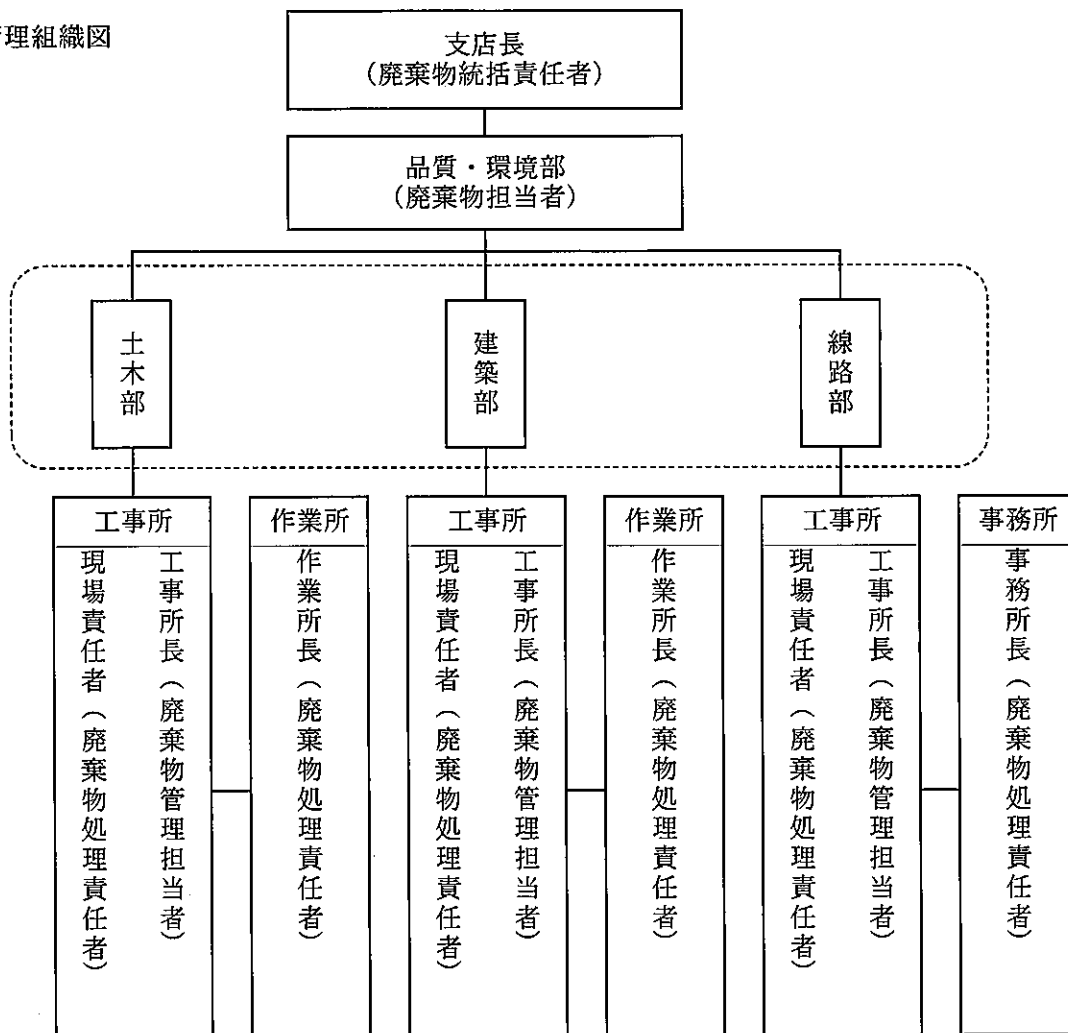
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物処理の適正化を図るため、電子マニフェスト化100%、処理委託契約書の電子化60%を目指す。</li> <li>・中間処理施設及び最終処分場の現地確認を継続して実施し、再資源化に積極的な業者を選定する。</li> </ul>			
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

管理組織図



役割

統括責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理方針の策定</li> <li>・廃棄物処理に関する検討</li> <li>・廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認</li> </ul>
担当者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理計画の作成</li> <li>・廃棄物管理状況の把握と改善策の検討</li> <li>・監督官庁への各種報告</li> </ul>
部門責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自部門の廃物処理に関する検討</li> <li>・自部門の廃物処理計画の作成</li> <li>・自部門の廃物管理状況の把握と改善策の検討</li> <li>・処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理</li> <li>・特別管理産業廃棄物管理責任者、技術管理者等の配置</li> <li>・社員、関連会社に対する教育、啓発</li> <li>・各工事所・営業所・作業所に対する情報提供、支援及び指導</li> <li>・その他関係する事項</li> </ul>
管理担当者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約の締結</li> <li>・産業廃棄物管理票の交付、管理</li> <li>・廃棄物管理状況の把握と改善策の検討及び実施状況の報告</li> <li>・各作業所に対する情報提供、支援及び指導</li> <li>・その他関係する事項</li> </ul>

別紙2  
様式第二号の八(第八條の四の五関係別紙)  
(第2面)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項										
【前年度(令和4年度)実績】										
①現状	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック	木くず	金属くず	ガラスくず 他	がれき類	建設混合		
	排出量	6,050 t	18,730 t	161,600 t	0,680 t	6,650 t	1091,400 t	3,330 t	t	t
【目標】										
②計画	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック	木くず	金属くず	ガラスくず 他	がれき類	建設混合		
	排出量	5,000 t	15,000 t	100,000 t	1,000 t	5,000 t	300,000 t	3,000 t	t	t

(第3面)  
自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度(令和4年度)実績】										
①現状	産業廃棄物の種類	—								
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	t	t	t	t	t	t	t	t
【目標】										
②計画	産業廃棄物の種類	—								
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	t	t	t	t	t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度(令和4年度)実績】										
①現状	産業廃棄物の種類	—								
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	t	t	t	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	t	t	t	t	t	t	t	t
【目標】										
②計画	産業廃棄物の種類	—								
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	t	t	t	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	t	t	t	t	t	t	t	t



